

ご契約者：
被保険者：



はなさく変額保険

変額保険（有期型）

ご注意

この設計書は、支払事由や制限事項等のすべてを記載したものではありません。
ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」「特別勘定のしおり」を必ずご確認ください。（「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり」「約款」「特別勘定のしおり」は、はなさく生命ホームページでもご覧いただけます。）

変額保険 （有期型） の注意事項

この商品は、はなさく生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。
特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。

募集代理店

C & F c o m p a n y 株式会社
本店

- 担 当 ： 古本 剛之
- 住 所 ： 兵庫県神戸市中央区東町123番地1 貿易ビル601号室
- 電 話 ： 078-335-6498

引受保険会社

はなさく生命保険株式会社

〒106-6218
東京都港区六本木3-2-1 六本木グランドタワー18階

【お問合せ先】

■ ホームページ

<https://www.life8739.co.jp/>

はなさく生命

検索



■ お客様コンタクトセンター

電話番号 0120-8739-17（通話料無料）

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00

（祝日、12/31～1/3を除く）

ご契約者：
 被保険者：

契約年齢：50 歳 性別：女性

■ ご契約内容

ご契約内容	保険期間	払込期間	保険金額等	保険料
変額保険（有期型）【主契約】 ＜障害・介護保障特則＞	10年	10年	基本保険金額 10,329,209円 適用していません	90,000円
リビング・ニーズ特約			付加しています	
保険料払込免除特約 （3大疾病Ⅲ型）			付加しています	

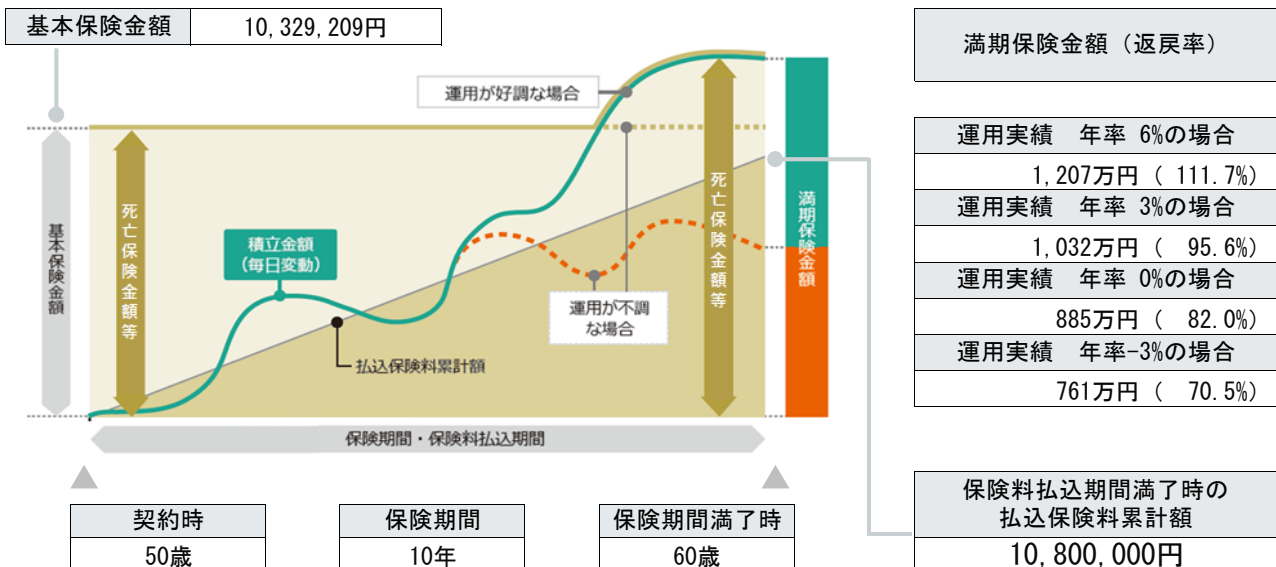
合計保険料《月払》	90,000円
保険料払込経路	口座振替扱
（参考：合計保険料《年払》 1,077,320円）	

■ しくみ図

この商品は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することにより、死亡保険金額、高度障害保険金額、満期保険金額および解約払戻金額等が変動（増減）するしくみの変額保険です。

死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときは、基本保険金額または保険金の支払事由に該当された日の積立金額のいずれか大きい金額を、死亡保険金または高度障害保険金としてお支払いします。

保険期間満了時まで生存されていたときは、保険期間満了日の積立金額を満期保険金としてお支払いします。（満期保険金に最低保証はありません。）



※保険期間満了時には、満期保険金の一時金でのお支払いに代えて、年金でお支払いすることや、定額払済終身保険に変更することができます。（保険期間満了時に取扱いがある場合に限りです。）

※死亡保険金額等とは、死亡保険金額および高度障害保険金額をいいます。（障害・介護保障特則を適用している場合は、死亡保険金額および障害・介護保険金額をいいます。）

※返戻率とは、保険料払込期間満了時の払込保険料累計額に対する満期保険金額の割合（満期保険金額÷保険料払込期間満了時の払込保険料累計額×100）を計算したものです。

※上記の図はイメージであり、将来の積立金額、死亡保険金額、高度障害保険金額、満期保険金額等を保証するものではありません。

※「死亡保険金額等・解約払戻金額の推移、満期保険金額に関する注意点」もあわせてご確認ください。（P.7）

ご契約者：
被保険者：

設計書番号：0000-0677-0769
計算基準日：2025年 3月 1日
設計書作成日：2025年 2月13日

■ 保障内容

主契約・特約	保険金名称等	支払事由（概要）	支払額等	受取人
変額保険（有期型）【主契約】 ・障害・介護保障特則：適用しない	死亡保険金	死亡されたとき	基本保険金額または支払事由に該当された日の積立金額のいずれか大きい金額	死亡保険金受取人
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき	(基本保険金額 10,329,209円)	被保険者
	満期保険金	保険期間満了時まで生存されたとき	保険期間満了日の積立金額	満期保険金受取人
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	指定保険金額 ^{*1} から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差引いた金額 ^{*2}	被保険者
保険料払込免除特約 ・3大疾病Ⅲ型	-	3大疾病*3により所定の事由に該当されたとき	以後の保険料の払込みを免除	-

- *1 指定保険金額とは、基本保険金額のうちリビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金の請求の際に指定した金額のことをいいます。
- *2 請求日の積立金額が基本保険金額を上回る場合は、その差額に基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額を上記の支払額とあわせてお支払いします。
- *3 がん(上皮内がん含む)については、責任開始日から90日経過後に所定のがん(上皮内がん含む)と診断確定された場合に限ります。

※高度障害保険金のお支払い、保険料の払込みの免除は、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限ります。

※ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」「特別勘定のしおり」を必ずご確認ください。（「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり」「約款」「特別勘定のしおり」は、はなさく生命ホームページでもご覧いただけます。）

■ 主な注意点

変額保険（有期型）【主契約】について

- 死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金は、重複してお支払いしません。障害・介護保障特則を適用している場合は、死亡保険金、障害・介護保険金および満期保険金は、重複してお支払いしません。
- 高度障害保険金または障害・介護保険金をお支払いした場合には、保険金の支払事由に該当した時から、ご契約は消滅します。

リビング・ニーズ特約について

- リビング・ニーズ保険金の指定保険金額の限度は、基本保険金額の範囲内、かつ、同一の被保険者につき他のご契約と通算して3,000万円以内の金額です。
- リビング・ニーズ保険金の請求日が、保険期間満了前1年以内のご契約については、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。
- リビング・ニーズ保険金は1回限りのお支払いとなります。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、リビング・ニーズ特約は消滅します。
- リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、ご契約はリビング・ニーズ保険金の請求日に消滅または減額されたものとしします。

保険料払込免除特約について

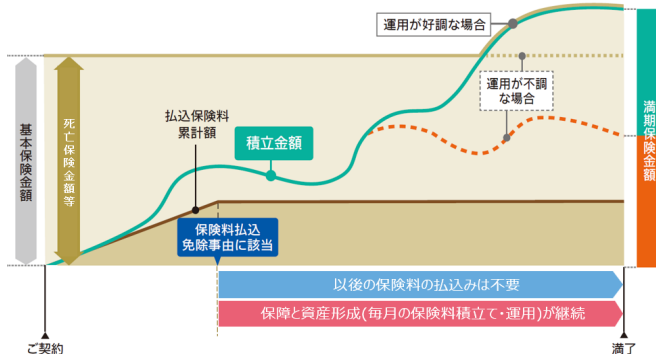
- 特定疾病の型に応じて、次のいずれかの保険料の払込みの免除事由に該当したときに以後の保険料の払込みを免除します。（Ⅰ型は「3大疾病Ⅰ型」「特定8疾病・臓器移植Ⅰ型」、Ⅲ型は「3大疾病Ⅲ型」「特定8疾病・臓器移植Ⅲ型」をいいます。）

疾病等の種類	保険料の払込みの免除事由の概要
がん(上皮内がんを含む)	責任開始時以後に初めて所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき (責任開始前に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていないことを要します)
3大疾病Ⅰ型/Ⅲ型 特定8疾病・臓器移植Ⅰ型/Ⅲ型 心疾患	Ⅰ型 ① 所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ② 所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続20日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
	Ⅲ型 ① 所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ② 所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
脳血管疾患	Ⅰ型 ① 所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ② 所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続20日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
	Ⅲ型 ① 所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ② 所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
肝硬変	所定の肝硬変と診断され、その治療のため、1日以上入院または通院をされたとき
慢性膵炎	所定の慢性膵炎と診断され、その治療のための手術を受けられたとき
慢性腎不全	所定の慢性腎不全と診断され、その治療のための永続的な人工透析療法を受けられたとき
糖尿病	① 所定の糖尿病と診断され、その治療のためのインスリン治療を継続180日以上受けられたとき ② 所定の糖尿病性網膜症の治療のための手術を受けられたとき ③ 所定の糖尿病性壊疽の治療のための切断術を受けられたとき
高血圧性疾患に 関連する 動脈疾患	高血圧性疾患を発病し、 ① 所定の動脈瘤等の治療のための手術を受けられたとき ② 所定の動脈瘤等が破裂したと診断されたとき ③ 所定の四肢の動脈閉塞症の治療のための血行再建手術を受けられたとき
臓器移植	心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓または小腸のいずれかの臓器についての所定の移植術を受けられたとき (被保険者が受容者の場合に限り)

- がん(上皮内がんを含む)による保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後に所定のがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合に以後の保険料の払込みを免除します。

(参考) 保険料の払込み免除事由に該当された場合のご契約イメージ

保険料の払込みが免除された後も、保険料の払込みがあったものとして、保障や資産形成が継続します。



※上記の図はイメージであり、将来の積立金額、死亡保険金額等、満期保険金額を保証するものではありません。

■ 主な注意点

解約払戻金について

- この商品の解約払戻金額は、特別勘定の運用実績により毎日変動（増減）します。
- 解約払戻金額は、解約に必要な書類を当社が受付けた日の翌営業日（解約日）の積立金額を基準に計算します。ただし、解約日における保険料の払込年月数^{*1}が10年未満の場合は、積立金額から解約控除額^{*2}を差引きます。
 - *1 年払の場合は、保険料の払込年月数と経過年月数のいずれか短い年月数となります。
 - *2 解約控除額は、契約年齢、性別、保険料の払込年月数等により異なるため、具体的な金額を表示することができません。
- 解約払戻金額は払込保険料の累計額を下回る場合があります。（最低保証はありません。）特に、ご契約後短期間で解約をされたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
- 特約については、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

その他

- 保険料払込免除特約の付加にかかわらず、不慮の事故による所定の身体障害状態^{*3}になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。
 - *3 障害・介護保険金の支払対象となる所定の身体障害状態とは保障範囲が異なります。
- この商品に、契約者配当金はありません。
- 当設計書は、作成日現在における計算基準日時での被保険者の年齢等に基づき、おすすめするプランの概要を説明するものです。
- 当設計書の内容に基づいてご契約をお申込みいただいた場合でも、被保険者の健康状態・ご職業等によっては、特別な条件をつけてお引受けするか、お引受けをお断りすることがあります。
- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は毎年の年単位の契約当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間等の満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間等は被保険者がその年齢に達する年単位の契約当日の前日までとなります。
- この保険は生命保険商品であり、預金とは異なります。
- 保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
- ご契約後に、基本保険金額の増額、特約の途中付加、ご契約時に選択した特則の適用有無・型の変更をすることはできません。
- ご契約の内容等によっては、払込保険料の累計額が基本保険金額を上回る場合があります。
- 変額払済保険への変更の取扱い（保険料の払込みが困難となった場合等に保険料払込済の変額保険に変更する取扱い）は、2026年1月に開始予定です。2026年1月以前のご契約についても取扱対象となります。
- 申込みの経路（募集代理店等）によっては取扱いできる特約、契約年齢、基本保険金額等が異なる場合があります。

■ 死亡保険金額等・解約払戻金額の推移、満期保険金額に関する注意点

- 例表の数値は、例示の運用実績（-3%、0%、3%、6%）が保険期間を通して一定で推移したものと仮定して計算したものです。実際の死亡保険金額等や解約払戻金額、満期保険金額は運用実績により変動（増減）しますので、将来のお支払額をお約束するものではありません。
- 経過年数は契約日から起算した年数をいい、各数値は各年度の末日を基準とし、当年度末までの保険料が全額払込まれたことを前提として計算しています。
- 例示の運用実績は保険関係費・運用関係費を控除した後の運用実績です。また、例示の運用実績は上限または下限を示すものではありません。実際の運用実績が-3%を下回る場合もあります。
- 経過年数10年未満の解約払戻金額は、解約控除後の数値です。
- 表示単位未満の端数は切り捨てて表示しております。
- 返戻率は小数点第2位以下を切捨てて表示しています。

ご契約者：
被保険者：

設計書番号： 0000-0677-0769
計算基準日： 2025年 3月 1日
設計書作成日： 2025年 2月 13日

■ お客様にご負担いただく費用

■ この保険にかかる費用は、次の費用の合計となります。

保険関係費

■ 保険関係費とは、お支払いいただいた保険料または積立金から控除される諸費用です。

項目	費用	控除する時期等
①保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	(*)	特別勘定への繰入れ ^{*2} の際に保険料から控除します。
②特別勘定の管理に必要な費用	各特別勘定の積立金額に対して、年率0.45%	左記の365分の1を日々、ユニット価格の計算の過程で控除します。
③基本保険金額の最低保証に必要な費用		
④死亡保障等に必要な費用 ^{*3}	(*)	契約日始および月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
⑤保険料払込免除に関する費用	保険料に対して、0.05～0.15%（保険料払込期間に応じます。） ^{*4}	特別勘定への繰入れ ^{*2} の際に保険料から控除します。

*1 被保険者の年齢、性別、保険期間等により異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

*2 年払契約の場合、毎月、年払保険料を月ごとに分割した月払保険料相当額（月払契約の場合の保険料をいいます。）を特別勘定に繰入れます。

*3 保険契約の維持に必要な費用の一部を含みます。

*4 このほか、保険料払込免除特約を付加した場合は、特約による保険料払込免除に関する費用*1を保険料から控除します。（特約を付加した場合に増加する保険料部分については、特別勘定での運用は行いません。）

運用関係費

特別勘定の名称	費用（信託報酬）	控除する時期等
	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して	
バランス50型	年率0.16500%（税抜0.1500%）	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額から毎日控除します。
バランス70型	年率0.16500%（税抜0.1500%）	
国内株式型	年率0.08250%（税抜0.0750%）	
国内株式アクティブ型	年率0.68750%（税抜0.6250%）	
世界株式型	年率0.06325%（税抜0.0575%）	
世界株式アクティブ型	年率0.74800%（税抜0.6800%）	
先進国株式型	年率0.07150%（税抜0.0650%）	
米国株式アクティブ型	年率0.57750%（税抜0.5250%）	
外国債券型	年率0.07150%（税抜0.0650%）	
マネー型	金利情勢、投資対象となる短期金融商品によって変動します。	

※運用関係費には、信託報酬のほか信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用が含まれますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映されます。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することになります。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

解約・減額時にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期等
解約控除	解約日または減額日における保険料の払込年月数 ^{*5} が10年未満の場合に、基本保険金額またはその減額分に対して、保険料の払込年月数により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

※保険料の払込年月数^{*5}が10年未満の場合は、変額払済保険への変更時にも、変更後のご契約の原資となる解約払戻金の計算の際に解約控除がかかります。

※解約控除額は、契約年齢、性別、保険料の払込年月数等により異なるため、具体的な金額を表示することができません。

*5 年払の場合は、保険料の払込年月数と経過年月数のいずれか短い年月数となります。

年金支払選択時の年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期等
年金管理費	毎年お支払いする年金額に対して1.0%	毎年の年金の支払基準日に責任準備金から控除します。

※年金管理費は将来変更となる場合があります。

ご契約者：
被保険者：

設計書番号：0000-0677-0769
計算基準日：2025年 3月 1日
設計書作成日：2025年 2月13日

■ 投資リスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することにより、死亡保険金額、高度障害保険金額、満期保険金額および解約払戻金額等が変動（増減）するしくみの変額保険です。
- 特別勘定資産は、主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されるため、この保険には資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替リスク、カントリーリスク、流動性リスク、派生商品（デリバティブ）取引のリスク等があります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、満期保険金額、解約払戻金額等が、払込保険料の累計額を下回る場合があり、契約者に損失が生じるおそれがあります。（満期保険金額および解約払戻金額に最低保証はありません。）
- これらの投資リスクはすべて契約者に帰属します。特別勘定資産の運用成果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人（募集代理店を含みます。）等の第三者が契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- 契約者がご契約後に保険料の繰入割合の変更または積立金の移転（スイッチング）を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては運用方針や投資リスクが異なることがあります。
- 資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご確認ください。

保険金等のお支払いには限度があります。また、お支払いの対象とならない場合があります。ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」「特別勘定のしおり」を必ずご確認ください。（「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり」「約款」「特別勘定のしおり」は、はなさく生命ホームページでもご覧いただけます。）